別紙１

１．第二種奨学金の貸与期間延長（最高学年の学生対象）

現在、最高学年で第二種奨学金を受けており貸与終了（予定）が令和２年度中の者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者については、貸与期間を最大１年延長できます。つきましては、以下の対象となる学生等に、「第二種奨学金貸与期間延長願」の提出についてご案内いただきますようお願いいたします。

なお、令和３年度の在学採用において、第二種奨学生として新規で推薦することも可能となります。詳細は、追ってお知らせいたします。

（1）対象学種

① 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
② 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生
③ 高等専門学校の本科生及び専攻科生
④ 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（４年制）・獣医学課程の学生

（2）対象学年

最高学年

（３）対象者の要件

次の①～③の全てを満たす者

① 令和２年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者
※令和２年度の途中で貸与終了する者を含みます。
② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった者
③ 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

（４）提出書類

「第二種奨学金貸与期間延長願」（様式９）

※願出の提出方法については、「貸与奨学金 2020 年度奨学事務の手引」第５-1-44 頁を参照してください。

（５）提出期限

令和３年１月１２日（火）

［書類送付先］奨学指導課　異動・補導係

※上記期限に間に合わない場合は、ご連絡ください。

（６）延長期間

貸与期間を最大１年延長

（貸与終了予定が令和３年３月の場合、令和４年３月まで延長可能）

※　既に「第二種奨学金貸与期間延長」により貸与期間の延長を受けている場合、延長できる期間は通算して最大１年です。

（７）提出等にかかる留意点

① 前記（４）の願出の「延長事由」は、「被災（災害に起因する特殊事情を含む）による場合」を選択してください。

② 願出の「延長が必要となった理由」の記述欄には、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い卒業延期となり、奨学金が必要である」旨を記載するようご案内ください。

（記入例）　「新型コロナウイルスの影響で就職できず、在学期間を延長するため奨学金が必要となる」

以上

【学校ご担当者からのお問い合わせ先】

奨学指導課　異動・補導係

電　話：０３－６７４３－６０３９（平日　8時30分～18時15分）

ＦＡＸ：０３－６７４３－６６７３